

高知地域留学生交流推進会議運営委員会要項

(趣 旨)

第1 この要項は、高知地域留学生交流推進会議要項（以下「推進会議要項」という。）第7第2項に基づき、高知地域留学生交流推進会議運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2 運営委員会は、推進会議要項第2の事項を達成するために必要な具体的事項について審議する。

(組 織)

第3 運営委員会は、推進会議を構成する団体等の実務担当責任者の中から、所属長の承認を得て議長が委嘱する委員をもって組織する。

2 構成員は、運営委員会に代理人を出席させることができる。

(委員長)

第4 運営委員会に委員長を置き、高知大学副学長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

(事 務)

第5 運営委員会の事務は、高知大学において行う。

(雑 則)

第6 この要項に定めるもののほか、運営委員会の運営等に関する必要な事項は、運営委員会において別に定めることができる。

附 則

この要項は、平成2年10月19日から施行する。

附 則

この要項は、平成12年12月1日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成13年12月5日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成15年12月4日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成17年2月15日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年2月20日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年2月5日から施行する。